年 月　 日　　　　Ver.1. 30

熊谷市文化連合 会長宛

熊谷市文化連合加入申請書

熊谷市文化連合への加入を申請いたします。

加入にあたっては、貴会の規約を遵守し、芸術文化の振興と、芸術文化の活動に寄与いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名称 |  | 代表者名 |  |
| ２．理事（２名登録）  |
| 理事-１ 氏名 | 　　　　　　　　　 　　 　　　　　　　 |
| 住 　所 | 〒   |
| 電　 話 |  | 携帯電話 |  |
| E-mail |  |
| 理事-2 氏名 | 　　　 　　　　　 　　　　　　  |
| 住 　所 | 〒   |
| 電　 話 |  | 携帯電話 |  |
| E-mail |  |
| 理事解説　１．代表者と理事は兼務できます。２．文化連合からの連絡は原則として理事-１にします。３．理事は、総会、理事会、部会、その他の会合/行事等に出席して頂きます。４．理事は、役員名簿（隔年発行）に掲載します。３．団体情報 |
| 設立年 | 西暦 　 年 （創立　　 年)  | 会員数 | 　　 名 （男: 名 、女: 名） |
| ホームページアドレス | <http://www>. |
| 【団体の規約等】・添付資料に・ある資料は提出願います | □ 規約（会則）□ 役員/会員名簿 (役職名、熊谷市民/在勤者が特定できること）□ 会議等の記録簿（総会資料等）□ 団体状況報告（計画書、収支予算書、チラシ、… 等） |

１．団体名称及び代表者名

※熊谷市文化連合 規約第６条 (会員の条件)

|  |
| --- |
| 第６条 文連の目的、事業に賛同する文化団体を会員として組織する。２. 文連に入会するには所定の加入申込書を提出し、総会の承認を受ける。３. 会員の条件(1) 熊谷市に存在する団体で、団員の半数以上が熊谷市民又は在勤で、１０名以上が継続的な活動をしていること。(2) 団体の意思決定と執行の組織が確立され、健全な活動と独立会計を営んでいること。(3) 活動母体や活動目的が政治的または宗教的、公序良俗に反する団体でないこと。(4) 加入会員と協調関係を保てること。 ４. 会費を1年以上滞納したとき、退会届を提出したとき、文連規約に違反し総会にて退会を決議されたときは退会とする。 |

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

熊谷市文化連合　使用欄 令和　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加 入審 査 | □総会への付議相当　　　　　　 　□保留（条件を付します）　　　 | 理事長 | 会長 |
| 判定理由（加入の条件等） |   |  |
| / | / |